

周南市立地適正化計画（改定素案）のパブリック・コメント 実施要項

1 施策の名称

周南市立地適正化計画（改定素案）

2 実施目的

周南市立地適正化計画の改定にあたり、市民から幅広く意見を聴取するため

3 意見募集期間

令和6年5月1日（水）から令和6年6月3日（月）までの1か月
（郵送の場合は当日消印有効）

4 対象者

- 周南市にお住まいの方
- 周南市内の事務所又は事業所に勤務されている方
- 周南市内の学校に在学されている方
- 周南市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体

5 閲覧場所及び閲覧方法

- (ア) 周南市ホームページ (<http://www.city.shunan.lg.jp/life/8/39/170/>)
(イ) 都市整備部都市政策課（周南市岐山通 1-1 本庁舎 3 階）
(ウ) 情報公開窓口（周南市役所本庁 1 階 情報閲覧コーナー、各総合支所情報公開窓口）
(エ) 各支所

※（ア）以外の閲覧時間は、市役所開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

6 公表資料

- 周南市立地適正化計画（改訂素案）
- 参考資料（新旧対照表）
- 参考資料（用語の解説）

7 意見の提出方法及び提出先

提出方法

書面、郵便、ファックス又は電子メール

提出先

周南市都市整備部都市政策課

〒745-8655 山口県周南市岐山通 1-1 周南市役所本庁舎 3 階

T E L : 0834-22-8427 F A X : 0834-22-3707

E - m a i l : toshi@city.shunan.lg.jp

8 必要記載事項

- ① 住所（法人その他の団体の場合は所在地）
- ② 氏名（法人その他の団体の場合は名称及び代表者名）
- ③ 連絡先（電話番号・メールアドレス等）
- ④ 周南市立地適正化計画（改訂素案）に対する意見

※必要記載事項が記載してあれば、様式は自由とし、閲覧場所に意見書のひな形を用意する。

9 提出された意見の取扱等について

- 提出された意見を検討して、周南市立地適正化計画（素案）を作成する。
- 提出された意見の概要及び市の機関の考え方並びに計画（素案）を修正したときはその修正内容を公表する。ただし、周南市情報公開条例(平成16年周南市条例第36号)第7条に規定する不開示情報に該当するものは除く。
- 公表については、5に記載の場所と方法により公表する。
- 個人情報については、担当課で厳重に管理するとともに、非公表とする。
- 公表にあたっては、提出された意見を担当課で検討し、要約する場合がある。ただし、意見の全文公表を希望する旨の記載があった場合は、公表することが不適當な場合を除き全文を公表するものとする。
- 意見提出者への個別回答は行わない。

10 担当課及び連絡先

周南市都市整備部都市政策課都市政策担当

TEL : 0834-22-8427